

渡嘉敷村農業委員会委員の募集について

※令和2年6月29日付け募集に応募した方も再応募が必要です。※

1. 目的

渡嘉敷村農業委員会委員（以下「農業委員」という。）を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法第88号）に基づき、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して、農業委員の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集をするものです。

2. 業務内容

- （1）農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に取り組む。
- （2）総会に出席し、農地の貸借・売買や転用等の審議・判断を行う。
- （3）農地の貸借・売買や転用等に係る現地確認、関係者への聴取、非農地判断を農地利用最適化推進委員と連携して行う。

3. 募集人員

4人

4. 任期

3年

5. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者としてします。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- （1）本村に対する支払に滞納等がある者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6. 推薦及び募集に係る手続き

規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により、ご提出ください。

（1）提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人または団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

（2）様式の入手方法

渡嘉敷村役場 観光産業課（渡嘉敷村農業委員会事務局）の窓口に備えるほか、渡嘉敷村役場ホームページからもダウンロードできます。

URL：<http://www.vill.tokashiki.okinawa.jp/>

(3) 受付期間

令和 2 年 11 月 2 日 (月) 午後 5 時 00 分まで【必着】

(4) 提出先及び方法

- ・持参される場合は、渡嘉敷村役場 観光産業課（渡嘉敷村農業委員会事務局）へ平日の午前8時30分から午後5時00分までに提出してください。
- ・郵送される場合は、渡嘉敷村役場 観光産業課（渡嘉敷村農業委員会事務局）へ令和2年11月2日（月）必着で提出してください。

7. 選任方法

応募者が定数を超えた場合は、渡嘉敷村農業委員会候補者評価委員会が提出された書類をもとに応募者の評価を行い、村長に報告します。（必要に応じて面接を行うことがあります。）

村長は、同委員会の評価をもとに農業委員候補者を選定し、村議会の同意を得たうえで任命します。

なお、議会の同意後の選任の結果は、応募者全員に文書で通知します。

8. 情報の公表

受付期間中の中間及び期間終了後に渡嘉敷村役場ホームページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格または要件等
- (3) 推薦を受ける者または応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

9. その他

- (1) 農地利用最適化推進委員に応募された方も、農業委員に推薦または応募することができます。（農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。）
- (2) 身分については、渡嘉敷村の非常勤の特別職の職員となり、職務には守秘義務が伴います。

10. 問い合わせ先

〒901-3592

沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
渡嘉敷村役場 観光産業課 振興係
（渡嘉敷村農業委員会事務局）

TEL : 098-987-2323

FAX : 098-987-3085